

海外商品先物取引 取引ガイド
契約締結前交付書面

2013年8月

ドットコモディティ株式会社

この書面は、商品先物取引法第 217 条の規定にもとづいて、当社とお客様が海外商品先物取引契約を締結しようとするときに、あらかじめお客様に交付することが義務付けられているものです。

この書面には、海外商品先物取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、内容をご理解いただきますようお願いいたします。また、ご不明な点は、お取引開始前に必ずご確認ください。

当社が取扱います海外商品先物取引は、日本国内にいながら世界各国の商品取引所に上場しているさまざまな商品に対し、インターネットを經由して直接、お取引をしていただくことができる取引所取引です。国内の商品先物取引同様、取引所取引による商品先物取引であるため、対象の商品を将来のあらかじめ定められた期日に、現時点で定めた約定価格に基づき売買することを契約する取引です。

海外商品先物取引は、多額の利益を得られることもある反面、預託すべき証拠金の額を上回る多額の損失が発生する可能性を合わせ持つ取引です。従いまして、取引を開始する場合には、取引の仕組みやリスクについて十分に把握をすることが肝要です。

また、リスクには、相場変動によるリスク以外にもシステム障害の発生リスク、当社および取次先業者の信用リスク等がありますので、ご自身の判断と責任において取引を行って下さい。

目 次

重要事項	4
1. 海外商品先物取引の概要	7
取引の方法	
2. 海外商品先物取引の手続き	8
3. 証拠金について	9
証拠金の種類	
証拠金の事前預託	
証拠金不足	
4. 売買手数料について	11
5. 注文について	12
6. 取引時間	13
7. 入金/出金/振替	13
入金	
出金	
振替	
8. 値洗損益通算額（評価損益）および 売買差損益金（実現損益）の清算	15
9. 契約終了の事由	16
10. 租税の概要	17
11. 当社の海外商品先物取引業の内容	17
12. 当社の概要	17
13. 個人情報の収集および利用目的	18
14. 海外商品先物取引に関する主要な用語	18

重要事項

当社が取扱う海外商品先物取引（以下、「本取引」という）は、お客様が当社へ預託している証拠金の元本が保証されている取引ではありません。また、本取引はさまざまなリスクがありますので、以下そのリスクの概要をご説明いたしますので、お取引開始前にはリスクや留意点を十分ご確認ください。

本取引は、証拠金取引であるため、実際の取引金額が証拠金の額に比べ大きく、対象商品の価格がお客様にとって不利な方向に変動した場合、短期間のうちに多額の損失が発生する可能性があります。

本取引は、相場の変動により、損失が一定以上となり、損失を確定せずに取引を更に継続させるためには、追加の証拠金を預託しなければなりません。その際、定められた期間内に追加の証拠金を当社に預託できない場合には、当社の計算により強制的に建玉を決済します。この決済により確定した損金はお客様に帰属します。

本取引は、当社が指定する世界各地の商品取引所で取引を行うことができます。それらの取引を執行する海外取引所の定款、諸規則の内容は、さまざまです。また、国内の商品取引所に上場している商品と類似している商品であっても、取引時間、取引単位、倍率、取引制度等は大きく異なります。本取引開始にあたっては、事前に取引制度を十分理解する必要があります。

本取引は、各国における政治・経済・社会情勢の変動、テロ等により、金融市場が混乱し海外取引所の閉鎖等が起こった場合、取引の執行や金銭の授受が制限され、あるいは不能となる場合があります。また、投資家保護が最優先されない国、地域もあることにより、より大きなリスクを伴う場合がありますので、予めご了承下さい。

1. 電子取引システムの利用リスク

電子取引システムは、当社、取次先業者、ISV、海外取引所またはお客様ご自身の通信・システム機器の故障、通信回線等の障害・混雑、情報配信の障害あるいは電子取引システムそのものの障害等さまざまな原因で一時的または一定時間にわたり利用できない状況が起こる可能性があります。

従いまして、お客様の注文入力どおりに約定されなかったり、あるいはまったく約定されない場合があります。また、配信されている価格情報等の誤信や遅配により、実勢とかけ離れたレートで約定したり、あるいは約定されたものが取消される場合があります。

2. 取引停止と取引規制による市場リスク

本取引では、市場の状況や一定の市場における規制により意図した取引ができない場合があります。市場の流動性が欠如した場合、制限値幅に達した場合またはサーキットブレーカーが発動した場合に、注文執行ができないことや注文そのものが執行されないことがあります。また、これらの事象によって損失リスクが増大する場合があります。さらに、各国における規制当局や海外取引所では、取引に異常が認められる場合または、そのおそれがあると認められた場合には、以下のような規制措置をとる場合があります。

- (1) 証拠金所要額の引き上げ
- (2) 取引の制限
- (3) 建玉の制限
- (4) 市場の閉鎖
- (5) 制限値幅の変更
- (6) 取引時間の変更
- (7) 約定の取消

3. 取次先業者のリスク

当社は、海外取引所において直接取引を執行する資格を有していないため、お客様から受託した注文を直接市場へ取次ぐことはできません。そのため海外の外国商品取引業者（以下、「取次先業者」といいます）にお客様から受託した注文を取次ぎます。海外取引所への発注は取次先業者が行います。そのため、当社がお客様の注文を取次先業者に取次いだ場合には、取次先業者側の何らかの原因によって注文執行が遅延する場合や、注文執行が行われない場合があります。

また、取次先業者に支払不能等の事由が発生した場合には、原則として取次先業者が支払不能による取引の停止等の措置を講じ、保有している建玉や証拠金は他の取次先業者に移管されるため、お客様の取引が制限される場合があります。なお、取次先業者が経営破綻等に陥った場合には、お客様にとって不測の損失が生じる可能性もあります。

取次先業者(外国商品取引業者/FCM)

商号 : Phillip Futures Pte Ltd.

CEO : Che Chern Teyu

所在地 : 250 North Bridge Road 07-01 Raffles City Tower Singapore 179101

当社の判断により、事前に通知することなく、取次先業者を変更する場合があります。

4. 財産の管理方法および信託保全上のリスク

お客様から預託を受けた証拠金は、日証金信託銀行にて当社の資金とは分別して管理をしています。日証金信託銀行と金銭信託契約を締結し信託保全を導入することで、万一当社が破綻した場合、分別管理を行っている信託財産については、信託契約の受益者代理人（社外弁護士）を通じて、お客様に返還されることとなります。

なお、日証金信託銀行との信託契約では、要保全額（有効証拠金額）の計算基準日を毎日（銀行休業日を除く）算出し、実際に保全している額が要保全額に対して不足している場合、基準日の翌日から起算して2営業日以内に追加信託を行います。当社でお客様からお預りした証拠金が信託されるまでは、一定のタイムラグがあります。その間は P.12 に記載した銀行口座で管理されることとなり、信託の保全が及びません。

信託保全先

当社が信託保全先としております日証金信託銀行は、日本証券金融株式会社（東証一部）を親会社（100%出資）とする信託銀行です。

5. 流動性リスク

本取引は、急激な流動性の低下により、新たな注文の執行やお客様の決済による注文を執行することができない可能性があります。

記載させていただきましたリスクは、本取引に伴う一般的なリスクを簡潔に説明したものであり、お取引における一切のリスクをもれなく示したものではありません。

お取引の開始に際しては、取引の仕組みおよびリスクについて十分ご理解いただくようお願い申し上げます。

1. 海外商品先物取引の概要

取引の方法

本取引は、インターネット専用のサービスであり、取引の方法は以下の通りです、

①取引市場

本取引では、各海外取引所の電子取引システムを通じて、注文が執行されます。なお、各海外取引所では、**Open Out Cry**（オープンアウトクライ）と呼ばれるフロアー立会いがありますが本取引では電子取引システムによる注文執行に限ります。

②取扱銘柄

本取引取扱銘柄一覧表にて、ご確認下さい。

【COMEX】 Gold、Silver、Copper

【NYMEX】 Platinum、Palladium、Crude Oil、Natural Gas、Gasoline、Heating Oil

【CBOT】 Corn、Wheat、Soybeans、Soybeans Meal、Soybean Oil、Rough Rice

【CME】 Live Cattle、Lean Hogs

【ICE US】 Coffee、Sugar、Cocoa、Cotton No2、FCOJ-A

【ICE EU】 Brent Crude、WTI Crude、Gas Oil

【SGX】 SICOM TSR20 Rubber、SICOM RSS3 Rubber、Copper、Aluminum、Zinc

(2012年11月現在全34銘柄)

注) 取扱商品は、予告なく増減する場合があります。

③取引単位

本取引の取引単位は、1枚単位です。

④注文方法

本取引では、**Market**：マーケット、**Limit**：リミット、**Stop**：ストップ、**Stop Limit**：ストップリミットにより注文執行いたします。

⑤取引日時

本取引取扱銘柄一覧表にてご確認下さい。各海外取引所の休業日を除いた日となります。

⑥最終決済期限

本取引における最終決済期限は、当社が定めるものとします。本取引「取扱銘柄概要」にてご確認下さい。

なお、最終決済期限を越えて建玉がある場合には、当社の任意により強制的に決済をさせていただきます。

⑦限 月

国内の商品取引所に上場している商品は期先が中心限月となっており、流動性が高くなっています。しかし、海外取引所に上場している商品は、国内の商品とは逆に期近が中心限月となり、期先は流動性が低くなっていますのでご注意ください。

⑧建玉の決済

保有建玉に対する反対売買が約定した場合は、建玉の決済となります。したがって、

本取引での建玉の両建（りょうだて）はできません。

⑨制限値幅

本取引「取扱銘柄概要」にてご確認下さい。

また、取扱銘柄によっては制限値幅を設定しているのではなく、サーキットブレーカー制度を採用している銘柄がありますのでご注意ください。

例) NYMEX に上場している Crude Oil はサーキットブレーカー制度を採用し、10 ドルの制限値幅が設定されています。制限値幅の上限もしくは下限での取引を 5 分間継続すると、自動的に 5 分間取引が中断されます。その後、更に制限値段を 10 ドルに拡大し、取引が再開されます。以後、更に制限値幅の上限もしくは下限に達した場合には、同様の手順で更に 10 ドル拡大します。なお、サーキットブレーカーの発動による制限値幅拡大の回数に上限はありません。

⑩取引制限

本取引では、口座審査および取引時において、当社の任意により以下の制限を実施させていただきます。

- ・オーバーナイトする際の片建玉の制限
- ・取引中における片建玉の制限
- ・日中の約定枚数の制限
- ・最終決済期限超過後の対象限月へ対する新規注文の制限

注 1) また、各国における規制当局や海外取引所において、建玉の制限が必要と判断された場合、当社は事前に通知することなく新規建玉の停止や強制的に建玉を決済することで制限させていただく場合がございます。

注 2) これらの制限は、相場の状況等により当社が決定し、即日適用といたします。

2. 海外商品先物取引の手続き

ここでは、海外商品先物取引の契約について基本的な手続きを説明します。

なお、手続きは、必ずお客様ご自身により行ってください。

- ① 当社ホームページにて、「契約締結前交付書面」の提供について電磁的に交付を受けることに同意していただきます。「電磁的に交付を受ける」とは、当社が書面によりお客様へ提供するものではなく、お客様ご自身により Web 上で十分確認していただくもしくはダウンロードしていただくことを指します。
- ② 契約締結前交付書面とは、「本取引ガイド」、「海外商品先物取引 取引規程」、および「海外商品先物取引＜取扱銘柄一覧＞」を指し、テキスト画面にて確認またはダウンロードしていただき、ご理解するまでお読み下さい。
- ③ 取引ルール、契約締結前交付書面の内容に関して理解度の確認をさせていただきます。口座開設のために必要な手続きとなっておりますので、ご協力下さい。

- ④ 海外商品先物取引の契約に際して、損失の発生などの危険性を了知した上で口座開設を申込み、自己の判断と責任のもと取引を行うことについて同意していただきます。
- ⑤ ご本人様の属性情報をご入力していただきます。特に、年齢、職業、年収、資産内容、投資可能資金額、投資経験、契約締結の目的などは審査のための重要な項目ですので、正確にご入力下さい。なお、当社では元本が欠損するおそれのある取引を希望しない方の口座開設はできません。
- ⑥ ご本人確認書類をご提出いただきます。本人確認書類としてご利用できるのは、運転免許証など当社が定める書類となります。
詳細は、当社ホームページ (<http://www.commodity.co.jp/>) をご覧下さい。
- ⑦ 口座開設の審査を行います。なお、審査の結果、口座開設をお断りする場合もございますので、あらかじめご了承下さい。なお、当社では、口座開設をお断りする場合、その理由については開示いたしません。
- ⑧ 口座開設完了後、当社ホームページより取引システムにログインしていただき、お取引いただけます。
- ⑨ お取引開始後、お申込時に入力いただいた事項に疑義が生じた場合、当社より必要な事項に対し照会をさせていただきます。
また、照会により回答をいただけない場合や申込事項に虚偽があったものと当社が判断した場合には、お取引開始後であってもお客様の建玉をお客様の計算においてすべて決済させていただきます、その後のお取引を停止させていただく場合がございます。

3. 証拠金について

証拠金の種類

	各種証拠金の説明
預り証拠金 Cash	お客様からお預りした証拠金の額
証拠金所要額 Required Margin	取引する際に必要な証拠金
維持証拠金 Maintenance Margin	建玉後、建玉を維持するために必要な証拠金
証拠金不足 Margin Deficit Amount	純資産が維持証拠金を下回り、建玉の維持を希望する場合に必要な証拠金
純資産 Net Asset Value	預り証拠金 - (値洗損益金通算額 + 売買差損益金 + 売買手数料)

注) 各種証拠金は、海外商品先物市場の状況により、変更になります。

事前預託

当社における証拠金の預託時期については、お取引開始前に預託していただく事前預託とし、当社が定める金額「証拠金所要額」以上の額を預託していただきます。

証拠金所要額(Required Margin)

お客様が保有する建玉全体を維持するために必要な証拠金の金額として当社が定める金額を「証拠金所要額」と言います。「証拠金所要額」は、お客様が保有する建玉全体から生じるリスクに応じてスパンを用いて計算された金額「維持証拠金」以上の額で決定することとされており、当社では「証拠金所要額」を「維持証拠金」と同額以上としています。

なお、「維持証拠金」は商品相場の状況等により適時見直しが行われますので、「証拠金所要額」は常に一定の金額ではありません。

純資産(Net Asset Value)

お客様が預託した証拠金（預り証拠金）の総額に、値洗損益金通算額および売買差損益金を加減し（益の場合は加算し、損の場合は減算します。）、売買手数料（売買手数料にかかる消費税を含みます。）を差し引いた金額を「純資産」と言います。

$$\text{※純資産} = \text{預り証拠金} - (\text{値洗損益金通算額} + \text{売買損益金} + \text{売買手数料})$$

建玉を維持するためには、この「純資産」が「維持証拠金」を下回らないように、証拠金を預託しておく必要があります。

$$\text{※建玉を維持するために必要な状態} \quad \text{純資産} \geq \text{維持証拠金}$$

証拠金不足(Margin Deficit Amount)

証拠金不足は、(注1) 午前8時30分に画面上にて確定します。

純資産が維持証拠金を下回った場合には、証拠金不足となります。証拠金不足が生じた場合には、純資産が証拠金所要額を上回るよう追加の証拠金が必要になります。証拠金不足の解消期日は、発生日当日（注2、3）の午後5時までとします。午後5時までに証拠金不足が解消できなかった場合、当社の任意により発注済の全注文を取り消し、当社が全建玉を決済します。

証拠金不足を解消するための4つの対処方法

- ① 証拠金不足請求後の、当日午後5時までに証拠金不足相当額以上の入金をしていただき、同時刻までに当社にて着金確認ができた場合
- ② 証拠金不足請求後の当日午後5時までに証拠金不足確定時に保有していた全建玉を決済した場合
- ③ 証拠金不足請求後の当日午後5時までに建玉の一部決済または一部入金を行い、その時点で純資産が証拠金所要額を上回った場合
- ④ 証拠金不足請求後の当日午後5時時点の計算において、純資産が証拠金所要額を上回った場合

注1) 米国では夏時間/冬時間制を採用しており、夏時間は、3月第2日曜日～11月第1日曜日、それ以外の期間は冬時間が適用されます。よって、証拠金不足の確定時間は、夏時間と冬時間では1時間のズレが生じます。夏時間の場合、午前7時30分が確定時間となり、冬時間の場合、午前8時30分が確定時間となります。

- 注2) 金曜日の取引分については、土曜日の午前 8 時 30 分に証拠金不足が確定しますが、証拠金解消期日は、週明けの月曜日の午後 5 時となります。
- 注3) 日本の祝祭日にあたる午前 8 時 30 分に証拠金不足が確定した場合、祝祭日当日午後 5 時までには必ず対処してください。
また、証拠金不足が解消できなかった場合、当社の任意により、発注済みの全注文を取り消し、全建玉を決済します。
日本が祝祭日の場合、翌営業日の午後 5 時までの入金により、証拠金不足を解消するものではなく、発生日当日中に証拠金不足を解消していただく必要がありますので十分ご注意ください。
- 注4) 強制決済により未収金が発生した場合には、直ちに未収金額を入金いただきます。本取引口座以外の他の口座（国内商品先物口座、商品 CFD 口座）を保有している場合には、当社からの通知、催告等がなくても未収金相当額を相殺させていただきます。
- 注5) 上述に記載している時間は、すべて日本時間となります。

4. 売買手数料について

取引にかかる売買手数料は、「一律コース」と「ワンティックパスコース」の 2 種類を用意いたしました。また、お電話による代行発注も承ります。お客様の取引スタイルに合わせてご選択いただけます。

■一律コース

取引銘柄	手数料額
micro Gold (マイクロ金)	1.75 ドル
Mini 3 銘柄 (Mini Gold/ミニ金、E-mini Crude Oil/ ミニ WTI 原油、E-mini Natural Gas/ ミニ天然ガス)	9.25 ドル
その他取扱い銘柄	15 ドル

※すべて消費税込み、1 枚（片道）当たりの価格です。

■ワンティックパスコース

- ①期間に応じたパスをご購入いただくと、その期間中は 1Tick で手数料抜けできる割安な手数料をご用意いたしました。

取引銘柄	手数料額
micro Gold (マイクロ金)	0.49 ドル
NY 金、WTI 原油、ブレント灯油	9.25 ドル
シカゴ大豆、シカゴコーン など	6.24 ドル

※各銘柄の詳細手数料は、ホームページにてご確認ください。

②パス料金

1 ヶ月	…	8 万円
6 ヶ月	…	44 万円
1 年	…	80 万円

③申込受付締切

毎営業日午後 3 時 30 分までとします。

④適用開始

翌営業日午前 8 時 30 分（夏時間は午前 7 時 30 分）以降の約定に対して適用します。

⑤適用終了

期間最終月の開始日と同日 1 日前の午前 8 時 30 分（夏時間は午前 7 時 30 分）までとします。

（例）1 ヶ月パスを 2012 年 6 月 15 日にお申込の場合

→ 1 ヶ月パス有効期間 : 2012 年 6 月 16 日 ~ 2012 年 7 月 15 日

⑥中途解約

不要となったパスは、有効期間が 1 ヶ月以上残っている場合に限りて払戻しします。

この場合の払戻し額は、購入額からすでにお使いになった月数分（1 ヶ月に満たない日数は 1 ヶ月とします。）を差し引いた月数です。

1 ヶ月パスは中途解約することができません。

《中途解約払戻額 = パス購入額 - 使用済み月数分 × 8 万円》

（例）1 年パスを 2012 年 6 月 15 日に申込み、2012 年 9 月 1 日に中途解約した場合

→ 1 年パス有効期間 : 2012 年 6 月 16 日 ~ 2013 年 6 月 15 日

中途解約申入後有効期間 : 2012 年 6 月 16 日 ~ 2012 年 9 月 15 日

中途解約払戻額 : (80 万円 - 24 万円 (3 ヶ月 × 8 万円)) = **56 万円**

□電話による代行発注

上記手数料に加え、片道 1,500 円（税込）/ 枚を加算

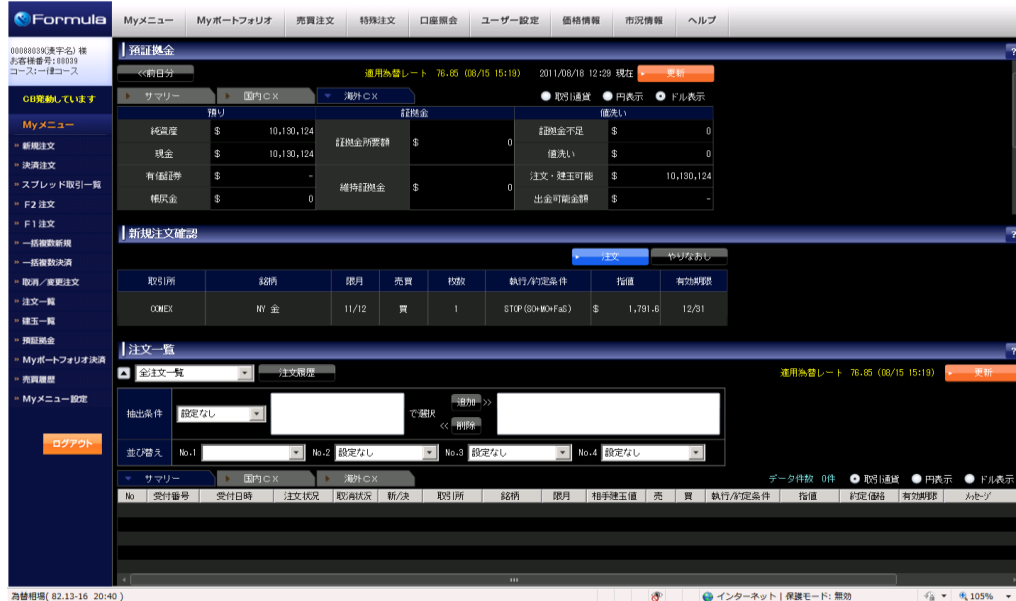
5. 注文について

① 本取引の注文は、お客様が当社の提供する取引システムより行うか、電話による代行発注によりお受けします。システム障害が発生した場合も含め、電子メールや FAX で注文を行うことはできません。

② 本取引では、受渡しによる決済は行わないため、当限の建玉を保有しているお客様については、当社が定める日までに反対売買を行っていただきます。

なお、当社が定める日までに反対売買による建玉の処分を行っていただけない場合には、当社が任意に、お客様の計算において当該建玉を反対売買し、強制的に建玉を決済します。なお、強制決済を行う時間帯については、当社の判断により実施いたします。

【新規注文画面】



The screenshot displays the 'Formula' trading platform's 'New Order' screen. The top navigation bar includes 'Myメニュー', 'Myレポートフォリオ', '売買注文', '特殊注文', '口座照会', 'ユーザー設定', '価格情報', '市場情報', and 'ヘルプ'. The main content area is divided into several sections:

- 預託残金 (Margin Balance):** A table showing account balances for '国内C/C' and '海外C/C'. It includes fields for '預り' (Advance), '現金' (Cash), '有価証券' (Securities), '相対金' (Relative Gold), '証拠金所要額' (Margin Requirement), '維持証拠金' (Maintenance Margin), '証拠金不足' (Margin Deficit), '借入金' (Borrowing), '注文・建玉可能' (Order/Position Possible), and '出金可庫金額' (Withdrawable Amount).
- 新規注文確認 (New Order Confirmation):** A table with columns: '取引所' (Exchange), '銘柄' (Symbol), '限月' (Month), '売買' (Buy/Sell), '枚数' (Quantity), '執行/約定条件' (Execution/Order Condition), '指値' (Limit Price), and '有効期限' (Validity Period). A sample row shows 'COMEX', 'NY 金', '11/12', '買', '1', 'STOP (DOM-F&E)', '\$ 1,781.6', and '12/31'.
- 注文一覧 (Order List):** A search and filter section with '抽出条件' (Search Conditions) and '並び替え' (Sort) options.

6. 取引時間

各海外取引所の電子取引システムにて取引されている時間に準じます。取引時間は、本取引取扱銘柄一覧表にてご確認ください。

米国では夏時間/冬時間制を採用しており、夏時間は3月第2日曜日～11月第1日曜日、それ以外の期間は冬時間が適用されます。

なお、Chicago（中西部標準時間）時間は、NY（東部標準時間）時間からマイナス1時間となります。

7. 入金・出金・振替

本取引における入出金の受払いは、すべて円貨にて行われます。また、入金は当社指定の銀行口座へお振込み下さい。

入金

当社指定の振込先銀行口座は、以下の口座になります。お振込みの際の振込手数料はお客様のご負担となりますので、予めご了承下さい。

【即時入金画面】


銀行名	三井住友銀行
支店名	日比谷支店
口座番号	普通 8657745
振込先名	ドットコモディティ (カ)

出 金

本取引口座からの出金につきましては、日本時間午後 3 時 30 分を締切時間とさせていただきます。お客様は、取引画面より出金の依頼をしていただきます。お客様指定の銀行口座への着金につきましては、以下の対応となります。また、振込の際の振込手数料は、当社負担とさせていただきます。

① 日本円の出金

締切時間（日本時間午後 3 時 30 分）までの出金の依頼は、翌営業日を目処にお客様指定の銀行口座へ送金処理を行ないます。締切時間（日本時間午後 3 時 30 分）以降の出金の依頼につきましては、翌営業日の受付とさせていただきます。

② 米ドルの出金（両替）

米ドルでの直接出金は行っておりません。したがって、米ドルを出金する場合は、米ドルから円への転換（両替）が必要になります。締切時間（日本時間午後 2 時）までの両替の依頼は、当日午後 3 時を目処にお客様の取引口座へ反映いたします。

締切時間（日本時間午後 2 時）以降の両替の依頼につきましては、翌営業日の受付とさせていただきます。

※ドルから円への両替の場合、1 円未満の端数は切捨てにて計算させていただきます。

※円からドルへの両替の場合、1 セント未満の端数は切上げにて計算させていただきます。

振替

本取引口座の他に、国内商品先物取引口座および商品 CFD 取引口座に余剰証拠金を保有されている場合、各口座間で証拠金の振替（日本円のみ）が可能です。

①本取引口座と国内商品先物取引口座間における証拠金の振替

本取引口座と国内商品先物取引口座間での振替（日本円のみ可）は、24 時間受付/処理いたします。お客様は、取引画面（出金画面）より振替の依頼を行っていただきます。ご依頼後、システムによる計算が完了次第、お客様の各取引口座残高に反映します。

②本取引口座と商品 CFD 取引口座間における証拠金の振替

本取引口座と商品 CFD 取引口座間での振替（日本円のみ可）の依頼は、各取引画面（出金画面）より行っていただきます。日本時間午後 3 時 30 分を振替締切時間とさせていただきます。当社にて処理が完了次第、お客様の各取引口座残高に反映いたします。締切時間（日本時間午後 3 時 30 分）までの振替の依頼は、依頼当日中にお客様の各取引口座に反映いたします。締切時間（日本時間午後 3 時 30 分）以降の振替の依頼につきましては、翌営業日の受付とさせていただきます。

【出金及び振替依頼画面】



8. 米ドル建純資産[値洗損益金通算額(評価損金)および売買差損益金(実現損金)]の清算

当社とお客様との間では円による受払いを行っていますが、取引にて発生する値洗損益金通算額（＝建玉に対する評価損益金）、売買差損益金（＝建玉を反対売買により決済をして確定させた損益金）は、すべて米ドルにて、クリアリングハウス（清算機構）との間で日々受払いが行われています。

また、損金（値洗損金通算額や売買差損金による損勘定）が発生している場合は、「支払い」となりますが、その都度、お客様の取引口座内の円資産を米ドルに転換（両替）して支払いを行っているわけではありません。「支払い」が発生する場合は、当社がお客様に代わって必要な米ドルを調達（借入れ）して受払いを行っています。

なお、この米ドル調達にかかる金利相当額は、すべてお客様負担とさせていただきます。

- ① NY（東部標準時間）大引終了時点において、米ドル建純資産（値洗損益金通算額、売買差損益金）が損勘定（マイナス）となった場合、損勘定が解消するまでの期間、その日数に応じた米ドルの金利相当額が発生します。

よって、米ドル建純資産が損勘定となっている場合は、都度、お客様ご自身による円資産を米ドルへ転換（両替）し、損勘定を清算していただくことをお勧めします。

また、円資産から米ドル資産への転換（両替）自動的には行いませんので、必ず、お客様ご自身で管理していただきますようお願いいたします。

なお、米ドル建純資産が±0、或いは益勘定（プラス）となった場合は、金利相当額は発生しません。あらかじめ円から米ドルへ転換（両替）し、米ドル残高をお取引内容に応じて保有していただくことにより、金利相当額の発生を防ぐことが可能になります。

- ② お客様からのご依頼により、円から米ドルへ、或いは米ドルから円への転換（両替）を行います。ご依頼の締切時間は、日本時間午後2時とさせていただきます。

なお、締切時間までの両替のご依頼につきましては、当日午後3時を目処にお客様の取引口座残高へ反映いたします。

注1) 米ドルを持ち続けても金利は発生しません。

注2) 米ドル金利相当額は、年利4.5%です。(2012年9月現在)

注3) 清算時の円から米ドルへ転換する際の為替レートは、当社が定めた為替レートを適用します。当社とお客様との間では円による受け払いを行います。本取引ではすべて米ドル建の取引となるため、建玉後の値洗損益金通算額や売買差損益は米ドル建で発生します。

9. 契約終了の事由

以下の事由等が発生した場合、当社の判断により、海外商品先物取引契約を終了させていただく場合があります。

- ・お客様から利用解除の申し出があった場合
- ・取引が6ヶ月以上ない場合
- ・虚偽申告と判断した場合
- ・法令諸規則に違反した場合
- ・不公正な取引と判断した場合
- ・不正資金の流入と判断した場合
- ・不適格者と判断した場合

- ・反社会的勢力に所属するか、または何らかの関係を有している可能性があるとして当社が判断した場合
- ・疑わしい取引に該当する可能性があるとして当社が判断した場合
- ・社会通念および倫理に照らし、取引を継続させることが困難であると当社が判断した場合

10. 租税の概要

個人のお客様が行う海外商品先物取引の譲渡所得に係る利益は、雑所得として課税されます。給与収入金額が 2,000 万円以下で、その給与の全部について源泉徴収される人で給与所得及び退職所得以外の所得金額が 20 万円以下である人等、一定の場合には確定申告をしなくてもよいことになっています。

なお、雑所得の合計が 20 万円以下であっても確定申告を要する場合があります。詳細につきましては、国税庁のホームページや最寄りの税務署等へ直接ご確認下さい。

11. 当社の海外商品先物取引業の内容

当社は商品先物取引法に基づいて経済産業大臣および農林水産大臣の許可を受けた商品先物取引業者であり、当社の行う商品先物取引業は、同法第 2 条第 22 項にあたります。また、当社は同法第 245 条に基づき認可を受けている日本商品先物取引協会の会員です。

この契約に基づく取引は、「外国商品市場取引」（同法第 2 条第 22 項第 3 号）にあたり、お客様の注文を当社が提供する電子取引システムにより受注する方法により行います。

12. 当社の概要

商号等	ドットコモディティ株式会社（英文社名 Dot Commodity, Inc.） 代表取締役社長 舟田 仁 金融商品取引業者：関東財務局長（金商）第 2721 号 商品先物取引業者：農林水産省令 22 総合第 1351 号 経済産業省平成 22・12・22 商第 6 号
所在地	〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 1-21-8 セラ 51 ビル 6 階
設立	2004 年 12 月 1 日
資本金	18 億 9,999 万円
主要株主	楽天株式会社、楽天証券株式会社
業務内容	金融商品取引業、商品先物取引業
取引参加者資格を有する取引所	株式会社東京商品取引所
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、 日本商品先物取引協会
指定紛争解決機関	【金融商品取引に係るもの】 特定非営利活動法人 証券・金融あっせん相談センター（FINMAC） 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-13

電話番号：0120-64-5005

受付時間：月曜～金曜 9:00～18:00（祝日等を除く）

【商品先物取引に係るもの】

日本商品先物取引協会 相談センター

〒103-0016 東京都中央区小網町 9-4

電話番号：03-3664-6243

受付時間：月曜～金曜 9:00～17:00（祝日等を除く）

連絡先

カスタマーサービス

0120-999-362（フリーコール）

お問い合わせについて

海外商品先物取引に関してご不明な点があった場合には、カスタマーサービス（フリーコール：0120-999-362）までお問い合わせいただくか、当社ホームページ（<http://www.commodity.co.jp/>）をご欄下さい。

13. 個人情報の収集および利用目的

当社は、お客様の個人情報を不正な手段で収集することはありません。お客様の個人情報を収集する際には、当社ホームページへ掲載、展示会・セミナー受付での掲示等の適切な手段によって、利用目的を公表した上で収集することとします。お客様の個人情報は、ご本人の確認、口座開設審査、受託契約の締結、商品やサービスのご案内、業務上必要な範囲で利用することとします。

14. 海外商品先物取引に関する主要な用語

・投資可能資金額

投資可能資金額とは、「海外商品先物取引の性質を十分に理解したうえで、損失を被っても生活に支障のない範囲で定める資金額」であり、いわば、お客様が海外商品先物取引において損失として許容できる金額です。

したがって、投資可能資金額の記入にあたっては本書面の内容を十分にお読みいただき、海外商品先物取引の仕組みとリスクをよくご理解いただいたうえで、借入金により取引を行ったり、生活資金まで投資されるようなことのないよう、お客様ご自身の資産状況を踏まえて、損失を被ったとしても生活に支障のない金額をご記入下さい。

なお、ご記入いただいた投資可能資金額を超える過大な損失が生じることのないよう、当社の判断により取引の制限をさせていただく場合がありますのでご注意ください。

・COMEX (Commodity Exchange Incorporated New York)

コメックス（ニューヨーク商品取引所）と呼ばれています。金、銀が上場されている先物市場であり、金先物市場は、世界の金価格の指標となっています。

現在は、NYMEX（New York Mercantile Exchange, Inc）の一部門となっています。

- **NYMEX (New York Mercantile Exchange , Inc)**

ナイメックス（ニューヨーク・マーカンタイル取引所）と呼ばれています。同取引所では、WTI（ウエスト・テキサス・インターメディアート）原油が上場されている先物市場であり、この市場で決定する価格は世界的な原油価格の指標となっています。2008年3月には、NYMEXを運営するNYMEXホールディングスはCME（Chicago Mercantile Exchange）傘下となっています。

- **CME (Chicago Mercantile Exchange) / CME Group**

シーエムイー（シカゴ・マーカンタイル取引所）と呼ばれています。同取引所では、生牛、乳製品が上場されている先物市場です。また、CMEは、CME Groupを形成し、同Groupには、NYMEX、COMEXが参加しています。CME Groupでは、システムの取引端末を使用して取引が行われる電子取引（GLOBEX・グローベックス）を開発し、24時間体制で取引が行われている世界最大の取引所Groupです。

- **CBOT (The Chicago Board of Trade)**

シービーオーティー（シカゴ商品取引所）と呼ばれています。1848年に設立。とうもろこし、大豆、小麦などの世界の穀物先物取引の大多数が取引されています。米国がとうもろこしと大豆などの世界最大の生産国であることから、シカゴ市場が国際的な地位を高めていると考えられます。

- **ICE (Intercontinental Exchange)**

アイス（インタコーコンチネンタル取引所）と呼ばれています。ロンドン、ニューヨーク、シカゴ、シンガポールなどを拠点に、原油、灯油、ジェット燃料などの先物・オプションの電子取引所として知られています。

- **SGX (Singapore Exchange)**

エスジーエックス（シンガポール取引所）と呼ばれています。1999年12月にSIMEX（Singapore International Monetary Exchange：シンガポール国際金融取引所）とSES（Stock Exchange of Singapore：シンガポール証券取引所）が合併して設立され、アジアと欧米をつなぐ重要な取引所として注目されています。

- **SPAN (Standard Portfolio Analysis of risk)**

スパンと呼ばれています。CMEにより開発された証拠金の計算方式で、海外取引所で採用されています。SPAN方式では、先物とオプションについて、建玉全体の価値の変化（リスク）を原商品の市場価値とボラティリティの変化を組み合わせた16通りのシナリオによって計算し、それらのシナリオから生ずる最大の損失額に基づいて証拠金を算定しています。

- **Required Margin (証拠金所要額)**

取引を行う際に事前に必要な証拠金の額

- **Maintenance Margin (維持証拠金)**

取引開始後に建玉を維持するために必要な証拠金の額

- **Margin Deficit Amount (証拠金不足)**

受入証拠金と建玉評価損益（値洗）を合算した額が維持証拠金額を下回り、建玉の維持を希望する場合に追加の預託が必要となる証拠金

- **限月（げんげつ）**

取引の最終売買日の属する月をさします。先物取引では同一商品について複数の限月が設定され、それぞれの限月について取引が行われています。

- **取引単位（とりひきたんい）**

取引所で取引をする場合の、実際に買付又は売付ができる最低取引数量をさします。先物取引では、この単位を「枚」と呼びます。

- **建玉（たてぎょく）**

先物取引において決済が終了していないものをさします。また、買付のうち、決済が終了していないものを買建玉といい、反対に売付けのうち、決済が終了していないものを売建玉と呼びます。

- **建玉制限（たてぎょくせいげん）**

商品ごと、限月ごとに建玉できる枚数の制限数量をさします。

- **差金決済取引（さきんけっさいとりひき）**

現物の受渡をせず、あらかじめ決められた期日（最終取引日）までに反対売買（買建玉を転売、売建玉を買戻）をして、その差金を授受することで決済する取引をいいます。

- **買戻（かいもどし）**

売建玉を決済して取引を終了させることをさします。

- **転売（てんばい）**

買建玉を決済して取引を終了させることをさします。

- **清算価格（せいさんかかく）**

取引終了後に商品の限月ごとに取引所が決定する価格をさします。この清算価格をセツルメントといい、未決済建玉の評価損益（値洗）の算出価格となります。（帳入価格）

ドットコモディティ株式会社

代表取締役社長 舟田 仁

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 1-21-8 セラ 51 ビル 6 階

サービス・取引ルール・画面操作・口座開設その他に関するお問い合わせ

カスタマーサービス : 0120-999-362 (フリーコール)

メールアドレス : customer@commodity.co.jp